

## 台湾における県産青果物プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する台湾における県産青果物プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 目的

台湾は、国産青果物輸出額の4割以上を占める地域であり、県産青果物の輸出拡大に向けて有望な市場である。また、令和7(2025)年11月に輸入規制措置が撤廃され、更なる輸出拡大の好機となっている。台湾現地における県産青果物の認知度向上を行い、市場の獲得を図っていく。

#### (2) 対象国・地域

台湾

#### (3) 対象品目

いちご（とちあいか）、なし（にっこり）

### 2 委託業務内容

#### (1) プロモーションの基本方針

乙は、現地の輸入事業者等と連携し、現地のバイヤーや消費者等に対する県産青果物の認知度及び購買意欲の向上を図るため、(2)から(4)により、台湾現地におけるプロモーション活動を実施する。

#### (2) 実施期間

令和8(2026)年10月から令和9(2027)年2月とし、プロモーション活動については、春節などの青果物需要が高まる時期を捉えて集中的に実施すること。

#### (3) 品目ごとの実施内容

いちご

##### ア プロモーション活動の実施

対象品種は「とちあいか」とし、消費者やバイヤーの認知度及び購買意欲の向上を図るための取組を行うこと。なお、試食宣伝の実施に当たっての店舗及び会場装飾は提案の上、甲乙協議により決定する。

##### イ 実施店舗数及び実施回数

(2)の期間において、2店舗以上で、週末を中心に各店舗1回以上実施すること。

##### ウ バイヤーに対するヒアリング調査

複数のバイヤーに対して下記の内容についてヒアリング調査を実施すること。なお、具体的なヒアリング項目は甲乙協議の上決定する。

- ・他県産及び他国産いちごなどの競合品と比較しての評価
- ・その他、必要と思われること

なし

ア プロモーション活動の実施

対象品種は「にっこり」とし、消費者の認知度及び購買意欲の向上を図るための取組を行うこと。なお、試食宣伝の実施に当たっての店舗及び会場装飾は提案の上、甲乙協議により決定する。

イ 実施店舗数及び実施回数

(2)の期間において、2店舗以上で、週末を中心に各店舗1回以上実施すること。

(4) バイヤーや商品販売担当者等への啓発活動

バイヤー及び小売店の商品販売担当者に対して県産青果物の魅力などの商品情報、商品の取扱や陳列等に関する留意点等を周知する取組を行うこと。また、必要に応じて販促資材等の提供を行うこと。

(5) 販促資材等によるPR

対象品目の販促資材等の作成及び活用により、消費者等に対して、認知度及び購買意欲向上のためのPRを行うこと。なお、甲が所有している資材作成及び活用に必要なデータは、甲から提供する。

(6) 試食宣伝用サンプルの手配

消費者への試食宣伝に当たって、甲乙協議の上、県産青果物を確保し、試食宣伝を行う場所まで輸送すること。その際、通関、植物検疫、残留農薬検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。また、必要に応じて検品すること。

(7) 効果的な県産青果物プロモーション活動に向けた提案

乙は、上記(3)から(5)に関して、より効果的な実施方法を甲に提案・協議し、それらのプロモーション活動を実施すること。また、(2)から(6)以外に、本業務委託の目的達成に効果的な取組がある場合は、その内容を甲に提案し、実施について協議すること。

(8) その他、県産青果物の輸出拡大において必要な活動

県職員等が市場調査等を行うため渡航する場合は、甲乙協議の上、現地バイヤーとの面談、プロモーション実施店舗訪問等に係る事前調整及び現地での案内などを行うこと。また、本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託業務の実施場所

日本国内及び台湾

4 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月12日までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。また、この仕様に基づいて発生した経費の支払いは日本国通貨を基本とするが、その詳細は契約時に別途協議の上決定する。

## 6 事業完了後の手続き

### (1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下の 及び (いずれも任意様式)の提出により、契約期間内に行うこと。

業務完了報告書

成果品

#### ア 成果報告書(電子媒体)

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- a 事業の結果概要(実施店舗、期間等)
- b バイヤー及び消費者の反応
- c 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための提案
- e その他、委託業務に係る事項

#### イ 現地における主な活動記録写真(電子媒体(JPEG形式))

### (2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

## 7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。